

1 浄化槽は、次の点に注意して使用してください

◎浄化槽内の微生物にダメージを与えないよう、日ごろから次の「決まり」を守りましょう。

浄化槽の機能を維持するためには、浄化槽内の微生物が活発に働ける環境を整えておく必要があります。

浄化槽を使用する皆様は、①～④を守り、次の事項に気をつけてください。

- ★トイレでは
 - トイレトーパー以外のもの（例 紙おむつ、衛生用品、タバコの吸いがら等）を流さない
 - 清掃には酸性・アルカリ性の強い薬品を使わない（中性のものを使用）
- ★台所では
 - 食べ残しや野菜くず、天ぷら油などを流さない
 - 食器の油汚れは新聞紙などでふき取る
- ★風呂場では
 - カビ取り剤・漂白剤は適正量使う
- ★浄化槽では
 - 送風機の電源を切らない
 - 浄化槽の上に物を置かない

1年間に必要な維持管理



★保守点検記録・清掃記録は3年間保管してください
(法定検査の際に記録票の提示をお願いします)

※業者が行う保守点検と清掃は、浄化槽の所期の機能を発揮させるために行うもので、回数や内容は法令で規定されています。(処理方式や使用状況等により異なります。)なお、新設された浄化槽の場合は、使用開始直前に初回の保守点検が必要です。詳しくは、現在契約を交わされている業者にお問い合わせください。



2 保守点検は、専門業者に委託して必ず実施してください

●保守点検は、浄化槽の機能を維持するため行うものです。

浄化槽は微生物を利用して汚水をきれいにする装置です。その微生物が活発に働けるようメンテナンス作業が必要であり、家庭用の浄化槽では通常の使用で**1年に3回以上**（処理方式や使用状況等により異なる）必ず保守点検を行ってください。実施に当たっては、専門知識や器具が必要のため、**県又は保健所設置市の登録を受けた保守点検業者と委託契約してください。**



3 清掃は、専門業者に委託して必ず実施してください

●清掃は、浄化槽の機能を回復させるため行うものです。

浄化槽に入った汚水は微生物で分解されますが、その処理が終わった後には分解されない固形物（汚泥）や浮上物（スカム）が残ります。これを残したままにしておくで浄化槽の機能が損なわれるばかりでなく最終的に槽外に流れ出てしまいます。家庭用の浄化槽では通常の使用で**1年に1回以上（全ぱっ気方式の場合は半年に1回以上）**（処理方式や使用状況等により異なる）**市町の許可業者に委託して、必ず清掃を行ってください。**



たとえ水質が良好で適正に保守点検されている場合であっても、外観では見分けのつかない水没部分の槽内部隔壁の変形や破損など、清掃の時しか確認できない異常が生じている可能性があるため、法令の規定どおりに清掃を実施する必要があります。

4 法定検査は、知事指定の検査機関で年に1回必ず受けてください

●法定検査は、浄化槽が適正に設置されているか、保守点検及び清掃が正しく行われているか、放流水質に問題がないかなど、浄化槽の機能が正常に維持されているかを総合的に確認するため行うものです。

★兵庫県水質保全センターは、**浄化槽法の規定に基づき兵庫県知事から指定を受けた県内唯一の浄化槽の検査機関です。**
公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽法第11条に基づく1年に1回の定期検査を必ず受けてください。
※検査を受けない場合は、県や保健所設置市などから必要な指導や受検勧告等を受けることがあります。

- 具体的な業務は・・・
- 書類検査 保守点検及び清掃が適正に実施されているか記録票にて検査します。
 - 外観検査 送風機等設備の稼働状況、油や異物が混ざっていないか等の使用状況、消毒剤の有無など浄化槽の機能に影響がないか検査します。
 - 水質検査 水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、残留塩素濃度（DPD）、透視度（Tr）など現地での放流水の検査の他、放流水を持ち帰り、生物化学的酸素要求量（BOD※水の汚れの指標）を分析します。



※BOD(Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量)とは？
水の汚れ具合を測る指標で、BODの値が高い場合は浄化槽からの放流水質が汚れていることを表し、公共用水域に悪影響を与えています。



■法定検査後「不適正」の通知を受けたら・・・
検査結果によっては、県民局や保健所設置市などの行政機関から指導を受けることがあります。その場合、契約の業者に相談し、検査結果に従って適切な措置を取ってください。